

■西伊豆町では、保育所への入所希望者数が保育園の定員(園全体の定員とは別に、歳児別の定員を含む)を上回った場合、面接による入所選考審査を行います。下の表は、入所選考審査で使用する【保育所入所選考基準】です。  
保護者の状況に応じて保育にかかる程度を指数化し、該当する指数を比較して、保育にかかる程度の高い順に優先順位が決まります。

1 基本点数表

類型番号	類型	細目	入所を希望する児童、保護者等の状況	指数	父	母	
①	家庭外労働	外勤(居宅外自営含む)	週5日以上就労し、かつ、昼間7時間以上の就労を常態としている場合	10			
			週5日以上就労し、かつ、昼間4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	9			
			週3日以上就労し、かつ、昼間7時間以上の就労を常態としている場合	8			
			週3日以上就労し、かつ、昼間4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	7			
	家庭内労働	自営	昼間7時間以上の就労を常態としている場合	9			
			昼間4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	8			
		内職	昼間7時間以上(月間の平均時間)の就労を常態としている場合	7			
			昼間4時間以上7時間未満(月間の平均時間)の就労を常態としている場合	6			
②	妊娠・出産	出産	出産前3箇月、出産後3箇月、出産予定月を含め計7箇月	9			
③	保護者の疾病・傷病・障害	居宅療養	入院	おおむね1箇月以上の入院が見込まれる場合	10		
			常時臥床	疾病等のため、おおむね1箇月以上常時臥床等を要するもの	10		
			精神性疾患 感染性疾患	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	8		
			一般療養	1箇月以上療養(通院加療等を行い、かつ、安静を要する)が必要と診断された場合	6		
		その他	疾病は、比較的軽症であるが、定期的通院等を要する場合	4			
	心身障害	重度障害	身体障害者手帳1・2級や療養手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級を所持するもの及び同程度と判断できる場合	10			
		中度・軽度障害	身体障害者手帳3～6級や療養手帳B及び精神障害者保健福祉手帳2・3級を所持するもの及び同程度と判断できる場合	7			
	④	同居親族等の看護・介護	入院、通院等付添	入院または通院(通所)し、かつ常時看護・介護を要する常態がおおむね1箇月以上見込まれる親族に週5日以上付添の必要がある場合	9		
入院または通院(通所)し、かつ常時看護・介護を要する常態がおおむね1箇月以上見込まれる親族に週3日以上付添の必要がある場合				7			
自宅介護		常時(週5日以上)介護を必要とする場合(重度障害者、要介護5、4程度)	9				
		週3日以上介護を必要とする場合(要介護3、2、1程度)	7				
⑤	災害復旧		火災、風水害等で家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10			
⑥	求職活動		求職活動のため、昼間、外に出かけることを常態としている場合。	5			
⑦	就学		就職、技術習得のため1日当たり6時間以上かつ週5日以上学校、職業訓練学校等で就学している場合	9			
			就職、技術習得のため1日当たり4時間以上かつ週3日以上学校、職業訓練学校等で就学している場合	6			
⑧	虐待・DV		虐待やDV、またはそのおそれがあること	10			
⑨	育児休業取得時の継続利用		育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が可能である場合	5			
⑩	その他		※状況による	*			

2 調整点数

調整基準	ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等)	+15	※国基準
	生活保護世帯	+1	※国基準
	生計の中心となる保護者の失業により、就労の必要性が高い場合(会社都合による失業)	+3	※国基準
	児童福祉の観点(虐待等)から緊急に保育の実施が必要と町長が認めた場合	+5	※国基準
	利用希望児が障害を有する場合(障害に係る手帳の交付を受けている場合)	+2	※国基準
	育児能力の欠如(父母どちらかに育児能力が欠如している場合)	+2	町基準
	育児休業期間満了による利用の場合	+1	※国基準
	昨年度、入所選考により希望する保育所に入所できなかった児童	+3	町基準
	昨年度、兄弟姉妹が今回希望する保育所に入所している場合	+1	※国基準
	兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合(昨年度、入所している場合は、上記を適用)	+2	※国基準
	児童を保育することができる祖父又は祖母が西伊豆町内に在住している児童	-1	町基準
合計			

- 【注】
- この基準表の適用に当たっては、まず、保護者が①～⑩の基準のいずれかに該当しているかを調べ、父親・母親それぞれの選考指数を合算する。(両親のいない場合は、保護者とする。)
  - ひとり親世帯の場合、保護者が③以外の①～⑦の基準のいずれかに該当しているかを調べ、その選考指数に③の選考指数を合算する。
  - 選考指数が同数の者が複数になり、定員を超える場合は、教育委員会事務局で抽選を行い、入所の決定をする。